

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学術研究報告編集委員会規程

(設置)

第1条 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における学術研究報告に係る研究報告編集委員会(以下「委員会」という。)については、この規程の定めるところによる。

(審議事項等)

第2条 委員会は、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の学術研究報告の編集、校正及び出版に関する重要事項を審議し、かつ、それらの事務をつかさどる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東海学院大学短期大学部 幼児教育学科から選出された講師以上の教員 1人
- (2) 東海学院大学健康福祉学部 総合福祉学科及び管理栄養学科の各科から選出された講師以上の教員 1人
- (3) 東海学院大学人間関係学部 心理学科及び子ども発達学科の各科から選出された講師以上の教員 1人
- (4) 東海学院大学大学院 人間関係学研究科から選出された教員 1人
- (5) 図書館課より選出された職員 1人
- (6) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、図書館課において処理する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。